

南多摩尾根幹線トンネル構造区間の上部における都市計画法第53条第1項
の許可に関する運用基準

令和3年3月4日
市長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、多摩市多摩都市計画区域における都市計画道路に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準第2条第2項に規定する運用基準について定めるものとする。

(対象区間)

第2条 この基準を適用する区域は、南多摩尾根幹線（多摩都市計画道路3・1・6号をいう。以下同じ。）の都市計画施設（聖ヶ丘四丁目及び五丁目、連光寺六丁目に所在するものに限る。）内のトンネル構造区間の上部とする。

(許可の基準)

第3条 多摩市長は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項に規定する許可の申請（以下「許可申請」という。）があった建築物の建築について、都市計画事業の施行者（都市計画事業の完成後にあつては、道路管理者。以下同じ。）が南多摩尾根幹線の整備及び管理に支障がないと認めるときは、当該許可をすることができる。

(適用期間)

第4条 この基準を適用する期間は、南多摩尾根幹線に係る法第20条の規定による都市計画の決定の告示があつた日から法第62条の規定による都市計画事業の認可等の告示がある日の前日まで及び都市計画事業の完了した日以後の期間とする。

(許可の手続)

第5条 第3条の規定による許可は、次に掲げる手続により行うものとする。

- (1) 申請者は、許可申請に当たり、事前に建築物の計画等について都市計画事業の施行者と協議し、その結果を多摩市に通知する。
- (2) 多摩市は、許可申請があつた場合において、都市計画事業の施行者に支障の有無を照会し、支障とならない旨の回答があつたときは、これを許可する。